

第3回 繁華街における客引き行為等への対策検討会議 次第

令和4年1月31日（月）

1 客引きの現状等について 資料1～6

○客引き行為の問題点と条例制定の考え方について

○客引きの現状等について

○客引き行為等への対策について

○「客引き等対策業務委託」の実施結果について

○商店街組合等への対応状況

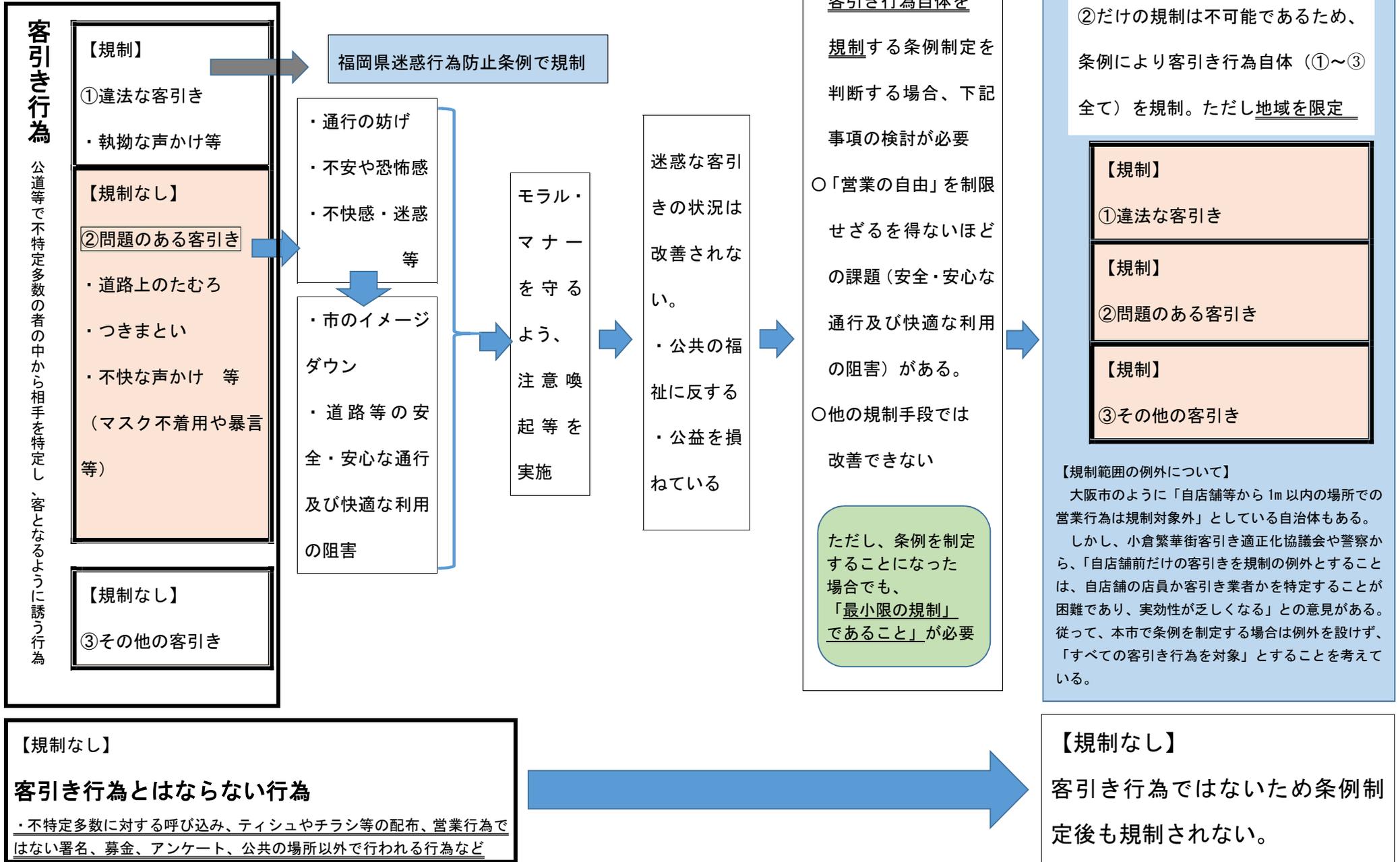
- ・客引き禁止条例制定に関する要望について
- ・商店街組合等を組織していない店舗へのアンケート結果について

○政令市における客引き規制条例の制定状況

2 今後の方向性について

客引き行為の問題点と条例制定の考え方について

＜前提＞【「客引き行為」は憲法の「営業の自由」で認められた営業活動】



客引きの現状等について

1 客引きの人数

客引きの人数について、令和3年1月から、毎週2回、職員による人数調査を実施している。

令和2年8月の調査時点に比べて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、客引きの人数は減少傾向にあったが、「福岡コロナ警報」解除後、客引き人数は増加傾向にある。

日付	①	②	③	合計	備考
R2.8	6人	9人	10人	25人	調査期間：8月7日～17日
R3.1	3人	7人	0人	10人	緊急事態宣言 1/14～2/28
R3.2	4人	4人	4人	12人	緊急事態宣言 1/14～2/28
R3.3	4人	3人	0人	7人	時短要請（21時まで） 3/1～3/21
R3.4	8人	5人	4人	17人	時短要請（21時まで） 4/20～5/5
R3.5	4人	2人	1人	7人	まん防（20時まで） 5/6～5/7
R3.6	5人	3人	3人	11人	緊急事態宣言 5/7～6/20
R3.7	6人	5人	4人	15人	まん防（21時まで） 6/21～7/11
R3.8	5人	4人	4人	13人	まん防（21時まで） 8/2～8/4 福岡コロナ警報 （20時まで・酒類不可） 8/5～8/16 緊急事態宣言 8/17～9/30
R3.9	4人	4人	3人	11人	緊急事態宣言 8/17～9/30
R3.10	7人	7人	4人	18人	福岡コロナ警報解除 10/14まで
R3.11	9人	9人	6人	24人	
R3.12	9人	9人	8人	26人	

（各月中旬の金曜日の最大人数）

※場所：①マクドナルド前 ②吉野家前 ③磯丸水産前

※主要7地点の人数は別紙のとおり



小倉繁華街における客引き行為等を行う者の人数の推移（主要7地点）

（人）

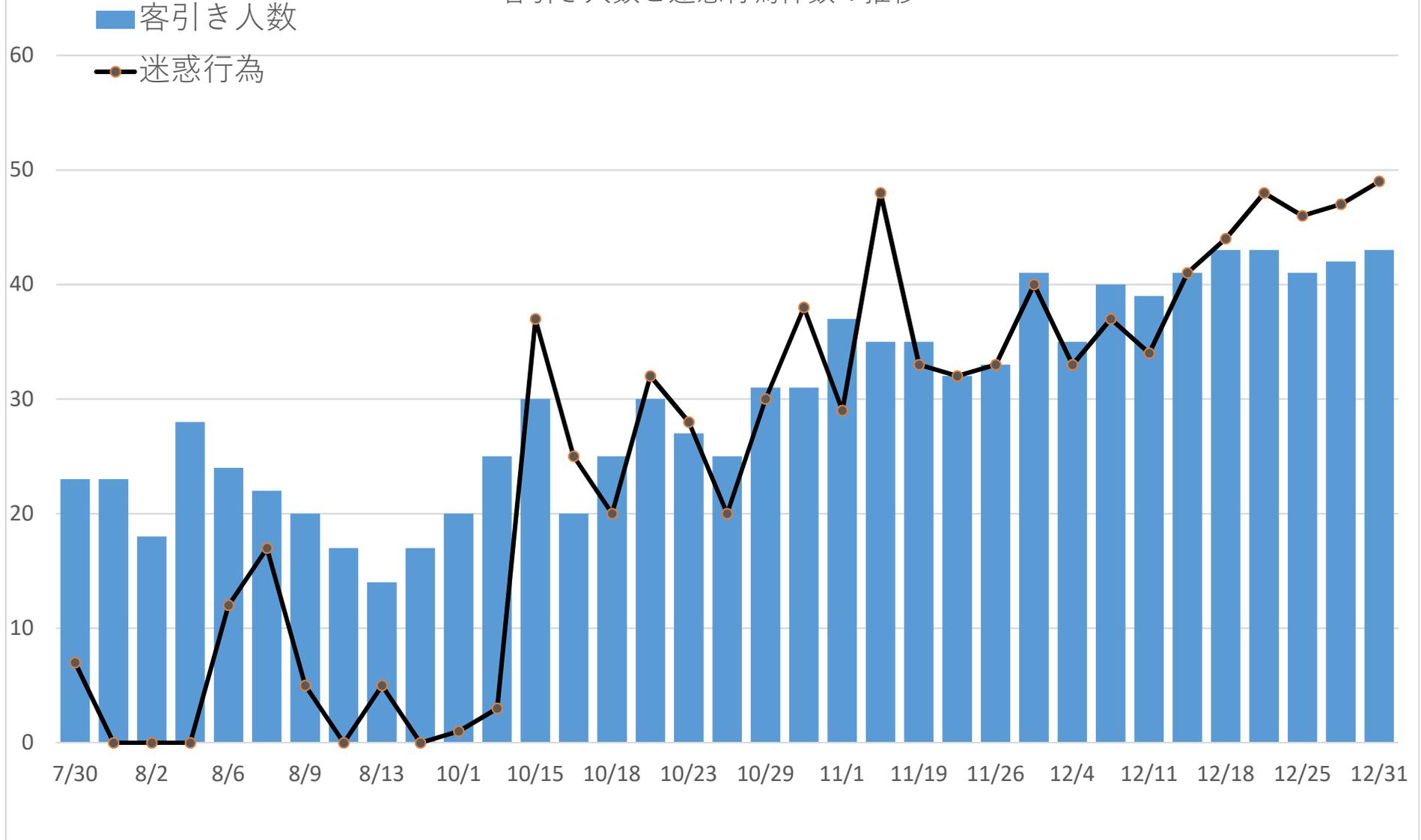
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
R2.8	9	6	10	1	0	5	7	38
R3.1	7	3	0	0	0	4	0	14
R3.2	4	4	4	0	3	3	2	20
R3.3	3	4	0	0	1	3	0	11
R3.4	5	8	4	0	1	3	2	23
R3.5	2	4	1	0	0	3	1	11
R3.6	3	5	3	0	0	2	1	14
R3.7	6	5	4	3	0	1	2	21
R3.8	4	5	4	2	1	3	2	21
R3.9	4	4	3	1	1	3	3	19
R3.10	7	7	4	2	2	5	3	30
R3.11	9	9	6	2	3	4	3	36
R3.12	9	9	8	3	1	6	4	40

（各月中旬の金曜日の最大人数）

※調査場所

- ① マクドナルド前
- ② 吉野家前
- ③ 磯丸水産前
- ④ ファミリーマート前
- ⑤ Yahooモバイル前
- ⑥ 武蔵前
- ⑦ マツモトキヨシ前

客引き人数と迷惑行為件数の推移



(各月中旬の金曜日の最大人数)

7～8月	7/30	7/31	8/2	8/4	8/6	8/7	8/9	8/11	8/13	8/14
客引き人数	23	23	18	28	24	22	20	17	14	17
迷惑行為	7	0	0	0	12	17	5	0	5	0

10月	10/1	10/8	10/15	10/16	10/18	10/22	10/23	10/27	10/29	10/30
客引き人数	20	25	30	20	25	30	27	25	31	29
迷惑行為	1	3	37	25	20	32	28	20	30	38

11月	11/1	11/12	11/19	11/25	11/26
客引き人数	37	35	35	32	33
迷惑行為	29	48	33	32	33



※11月は市職員による目視調査

12月	12/3	12/4	12/10	12/11	12/17	12/18	12/24	12/25	12/30	12/31
客引き人数	41	35	40	39	41	43	43	41	42	43
迷惑行為	40	33	37	34	41	44	48	46	47	49

※迷惑行為とは、客引きによる「通行妨害」と「マスクの不着用」の合計数

客引き行為等への対策について

【これまでの対策】

- 1 小倉繁華街客引き適正化協議会の結成（H30. 8）
小倉駅前や魚町、京町などの商店街組合や町内会長等を中心に結成。客引きに関する自主ルール の制定や毎月18日の客引きパトロールなどを実施。
- 2 警察・行政による客引き業者への指導（R元. 5～7）
客引き業者を小倉北警察署に招致し、客引きに伴う迷惑行為等への指導を実施。
- 3 県、県警、福岡市、久留米市、本市による5者協議（R元. 11、R2. 2、R2. 8）
迷惑行為防止条例の対象範囲の拡大や県による新たな客引き禁止条例の制定を検討。
- 4 有識者による「客引き行為等への対策検討会議」の実施（R2. 8、R2. 12）
学識経験者、地域団体、事業者との客引き対策に関する検討を実施。
- 5 小倉繁華街における客引き行為等の実態調査（R2. 8）
魚町や京町、鍛冶町、堺町など、小倉繁華街の客引きの人数等を調査。
- 6 客引きに関するアンケート調査（R2. 8、R2. 10）
来街者、住民、商店街に対し、繁華街にとって対策が必要とされる行為等に関するアンケート調査を実施。
- 7 行政による客引き業者への指導等（R2. 11、R3. 3、R3. 10）
客引き業者に対する市役所への招致や電話により、ヒアリングや悪質な客引き行為への注意喚起、従業員へのモラル・マナーに関する教育依頼等を実施。
- 8 「小倉繁華街マナーアップキャンペーン」の実施（R2. 12）
歩行者に対する迷惑行為への注意喚起を行うため、啓発物の配布や大型ビジョンでの啓発、巡回パトロールの充実等を実施。
- 9 職員による目視調査（令和3年1月～現在）
週に2回、悪質・迷惑な客引きが多い主要7地点の客引き人数等の調査を実施。
- 10 警備員への委託による注意喚起（R3. 7～8、R3. 10、R3. 12）
繁華街のマナーアップを目的に、ボーナス～盆休み時期や、世界体操・新体操選手権実施時、年末において、悪質・迷惑な客引き行為者を中心に注意喚起を実施。
- 11 商店街アナウンスの活用（R3. 12）
商店街アナウンスにより、悪質・迷惑な行為に対して、本市から注意喚起を実施。
- 12 悪質・迷惑な客引き行為が多い場所におけるステッカー等の添付（R3. 12）

客引き等対策業務委託の実施結果について

1 業務概要

客引き行為等が多く行われている小倉駅周辺の主要7地点において、モラル・マナーに反するような迷惑行為に対し、警備員が注意喚起を行い、同時に繁華街における客引き行為等の実態について調査するもの。

2 実施期間

- 7/30～8/14、10月、12月において、各期間に10日間ずつ実施。
- 調査時間は16時～22時。

3 調査結果

(1) 客引き人数及び迷惑行為件数

	7～8月	10月初旬	10月中旬	12月
客引き人数	24人	25人	31人	43人
迷惑行為件数	12件	3件	38件	49件

※調査期間中の最大値

上記のとおり、10月14日の福岡コロナ警報解除後から、客引きの人数及び客引きによる迷惑行為の件数は増加している。

4 警備会社及び専門家からの意見等

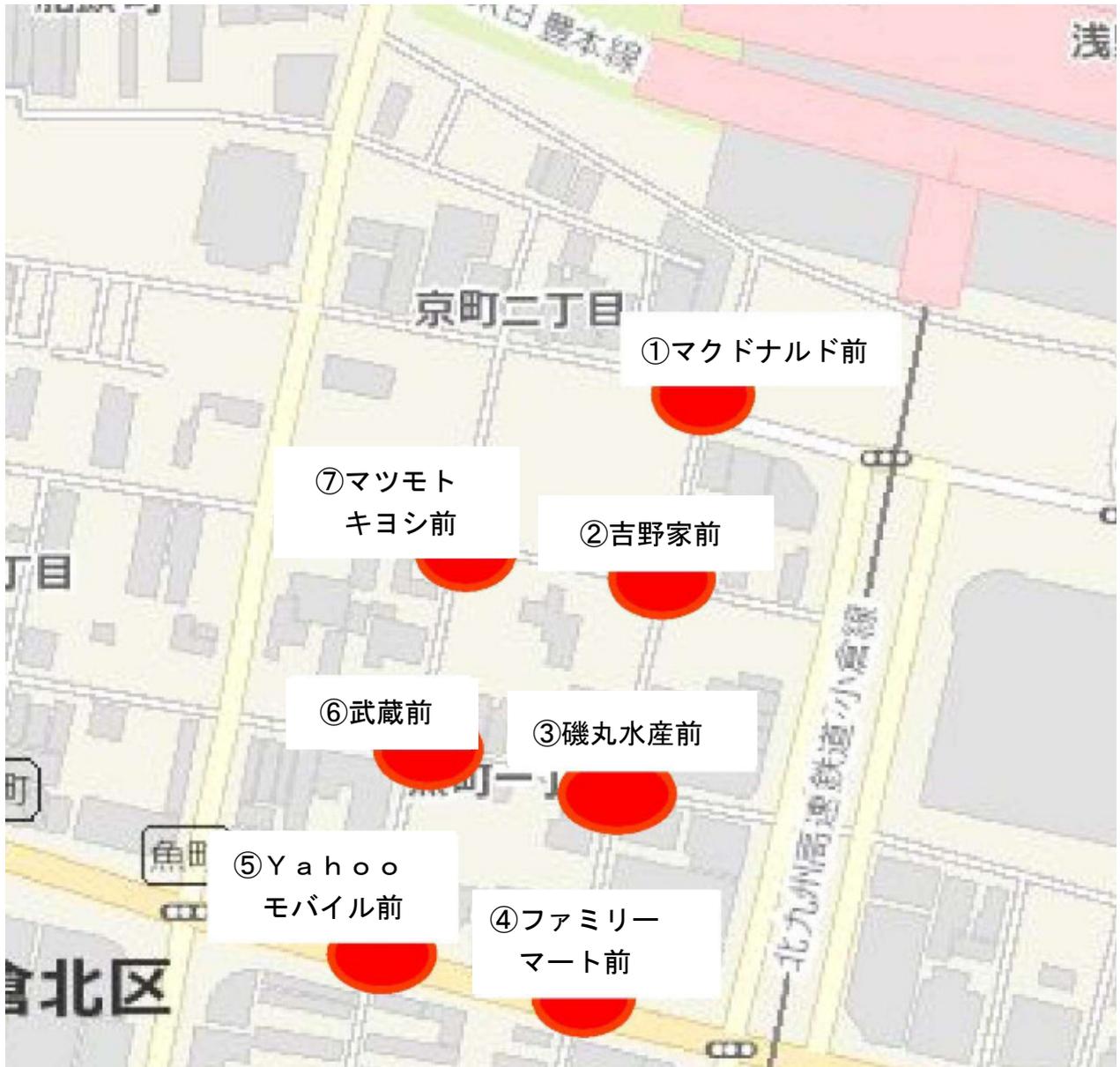
【警備会社意見】

- ・はじめは注意喚起により迷惑行為を辞める客引きもいたが、10月中旬以降は何度注意しても聞く耳を持たなかった。
- ・注意喚起の際に拡声器を使うなどの工夫もしたが、効果は薄かった。
- ・あまりにも立ちふさがり等がひどいため警察にも通報したが、「市が条例を作らないことには警察としてはどうすることもできない」と言われた。
- ・現状での対策では相手方は聞いてくれないため、条例などの法的根拠に基づく対策が必要であると考えている。

【専門家（ガーディアン・エンジェルス）意見】

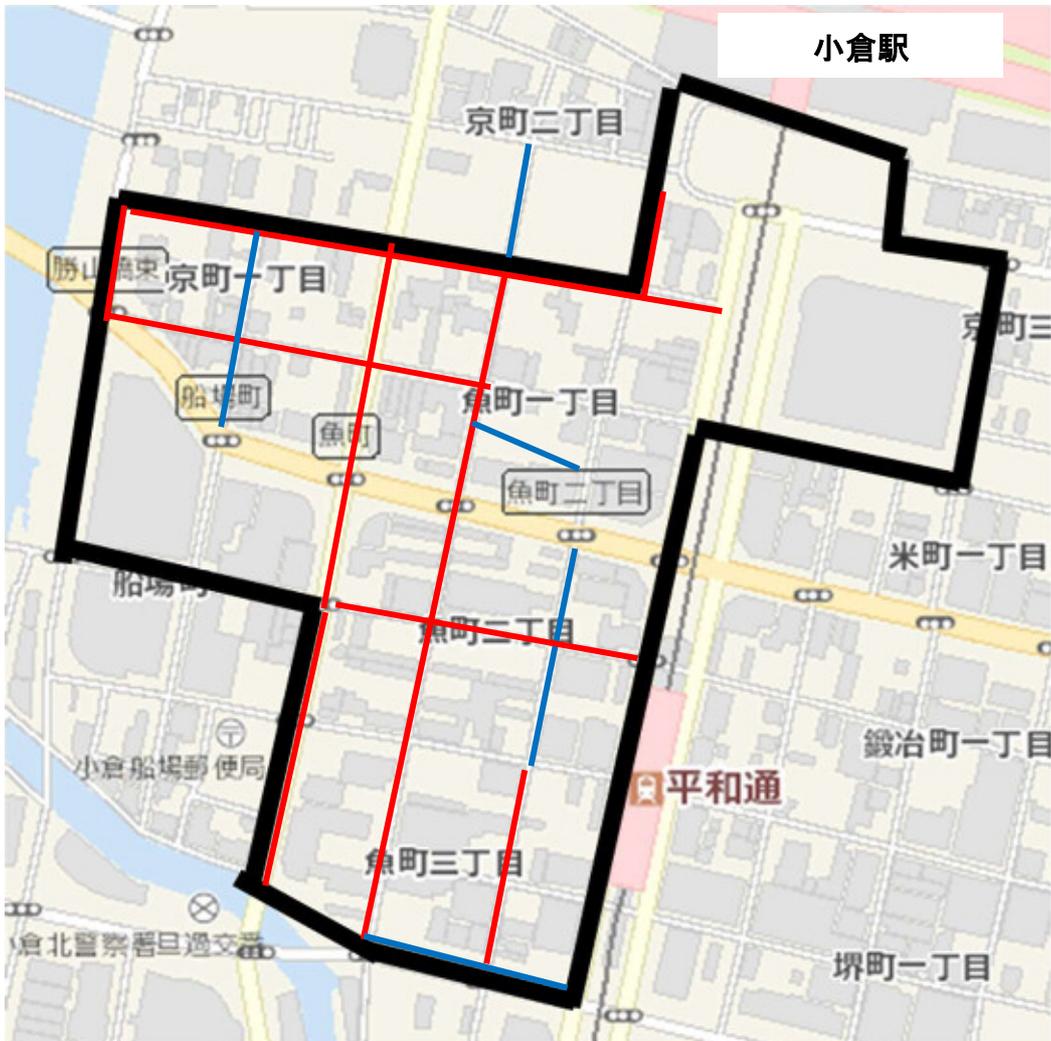
- ・コロナ警報解除を受けて客引きの人数は格段に増えており、立ちふさがりなどの迷惑行為も目立つようになった。
- ・迷惑行為をしているほとんどの者は、客引きを行っている者であるため、条例などで客引き自体を禁止しなければ迷惑行為の撲滅は難しい。

客引き調査 調査地点図



商店街組合等への対応状況

1 分類



- 太 線：客引き行為にかかわるエリア
- 赤 線：小倉中央商業連合会に加盟している商店街組合
- 青 線：小倉中央商業連合会に加盟していない商店街組合
- 線無し：商店街組合等が組織されていない通り

2 対応状況

- 赤 線：小倉中央商業連合会から条例制定を求める要望書の提出あり
- 青 線：商店街組合の代表者への訪問及び電話にて確認。条例制定に否定的な意見無し
- 線無し：条例制定に関するアンケートで確認。条例制定に否定的な意見無し

商店街組合等を組織していない店舗へのアンケート結果について

1 アンケート概要

小倉駅周辺の商店街組合等を組織していない店舗に対して、「一部地域において一切の客引き行為を禁止する条例」の制定についての意見を確認した。

2 実施概要

- 実施期間：令和3年12月3日～令和3年12月13日
- 配布件数：約90件

3 アンケート結果

- 回答件数：16件

【内訳】

- ・ 条例制定に肯定的な意見：13件
- ・ 条例制定に否定的な意見：0件
- ・ その他の意見：3件

4 アンケートで寄せられた声（一部抜粋）

- 早急に条例を作って規制してほしい。
- 通行の邪魔、冷やかしやナンパのような客引きもいて不快
- 商店街のイメージが悪くなるので今すぐ客引きをやめてほしい。
- 他の店の看板を見ているお客様に無理やり声をかけ、「その店満席ですよ」と嘘を言っているようである。
- 広くない通りに10人近くが中央に陣取っている。邪魔。
- 「不特定多数に対して行う呼び込みやチラシの配布、看板を掲げる行為」にも何かしらの制限を設けないと、そういった行為の実を目的としているという根拠で形を変えて「客引き行為」と同様のことを実際に行うことが予想される。条例のグレーとなる部分に注意すべき。
- 最低限自店舗前の客引きは良いと思う。
- どちらでもいい。客引きが邪魔とは思わない。
- どちらでもいい。客引きが怖いという気持ちもわかるし、営業として必要という気持ちも分かる。

回答期限：12月13日（月）

小倉繁華街店舗アンケート

アンケート回答先

北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課

FAX 番号:093-582-3889

メールアドレス:takuya_miyahisa01@city.kitakyushu.lg.jp

平成29年頃から、小倉駅周辺の繁華街で、居酒屋等の従業員や客引き専門業者による客引きが増加し、その一部が道路中央に立ち、通行の妨げになる等の迷惑行為を行っており、看過できない状況になってきました。

本市や地元商店街等では、客引き事業者等に対し、モラルやマナーを守るよう注意喚起しているところではありますが、自主的なルール作りや注意喚起だけでは客引きによる迷惑行為を減少させることが難しい状況にあります。

こうした現状を踏まえて、本市においては「一部の地域において、一切の客引き行為を禁止する」条例の制定を含めた効果的な客引き対策について検討を行っているところです。

このアンケート調査は、仮に当該条例が制定された場合、客引き行為ができなくなる可能性が高い小倉繁華街の店舗に対してご意見をお伺いするものです。お手数ですが、ご記入いただきますようお願いいたします。

※客引き行為：「公共の場所で相手を特定して客となるように誘う行為等」

（「不特定多数に対して行う呼び込みやチラシの配布、看板を掲げる行為等」については含みません。）

「一部地域において一切の客引き行為を禁止する条例」の制定についてご意見がありましたら、お聞かせください。（裏面もご利用ください）

店舗名	連絡先	（ご担当者様：）
-----	-----	----------

※個人情報の取扱いについては厳重に注意いたしますので、差し支えなければ、店舗名、連絡先について、ご記入いただければ幸いです。なお、本用紙は本市の客引き調査に関する目的以外では使用いたしません。

ご協力ありがとうございました。

政令市における客引き規制条例の制定状況

都市	大阪市	京都市	神戸市（兵庫県）
施行日	H26/6	H27/4	H27/4
目的	<p>第1条 この条例は、市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる<u>快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における<u>安心かつ安全な通行を確保</u>するため、客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組（以下「客引き行為等の禁止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた<u>本市の都市格の維持及び向上に資</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、何人も<u>安心して公共の場所を通行し、又は利用</u>することができるようにするために公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、<u>安心で快適な地域社会の実現に寄与</u>することを目的とする。</p>
都市	川崎市	名古屋市	仙台市
施行日	H28/4	H30/4	H30/12
目的	<p>第1条 この条例は、客引き行為等を防止することにより、<u>市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用</u>することができる生活環境の確保を図り、もって<u>安心で快適な地域社会の実現に資</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、<u>安心して通行し、利用</u>することができる<u>快適な都市環境の形成</u>を図り、もって<u>魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が<u>安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用</u>することができる生活環境の確保し、もって<u>魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資</u>することを目的とする。</p>
都市	熊本市	浜松市	静岡市
施行日	H30/12	R1/11	R3/1
目的	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の<u>安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上</u>を図り、もって<u>心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民及び事業者等と協働して、<u>安心して通行し、利用</u>することができる<u>快適な生活環境の確保</u>を図り、もって<u>魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、<u>公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用</u>することができる生活環境の確保を図り、もって<u>魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与</u>することを目的とする。</p>
都市	千葉市	札幌市	
施行日	R4/4全部施行予定	R4/7全部施行予定	
目的	<p>第1条 この条例は、客引き行為等の禁止その他の必要な事項を定めるとともに、客引き行為等の防止に関し、市が市民等、事業者等及び地域団体と協働して、市民等が<u>安心して公共の場所を通行し、又は利用</u>することができる環境を確保し、もって<u>魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>（素案より抜粋） 客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、<u>公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用</u>することができる環境の確保を図り、もって<u>魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与</u>することを目的とします。</p>	